

# 映画利用による「劣等児」教育——1920年代日本における教育言説

村山 拓

キーワード：映画教育、劣等児、1920年代、日本、小学校

## 1. 問題の所在

本稿では、1920年代日本における映画教育に関する言説の中で、劣等児に対する映画の活用の記述の検討を試みるものである。特に、後述する通り、奈良県桜井尋常高等小学校による『映画教育の理論と実際』（1929年）と、それに先んじて刊行された、同校の下野宗逸による『映画による学習の実際と施設』（1928年）に即して、劣等児への教育の映画利用について概観する。

奈良県桜井小学校は、大正から昭和初期にかけての映画教育の先駆校の一つとされる<sup>1</sup>。吉田（2007）では、この時期の映画教育の先駆校として四校を挙げておりその一つに桜井小学校が挙げられている<sup>2</sup>。吉田（2007）によると、教育における映画教育推進のための組織として、1928（昭和3）年3月に始まった「日本最初の、巡回映画による小学生への国民教育である」<sup>3</sup>とされている。また同書では、桜井小学校の「講堂映画会」入会も1928年とも記述されている<sup>4</sup>。それらのことから、「講堂映画会」は、国民教育活動の一環としての行事、ミーティングとしての会としての性格と、入会（あるいは退会）の対象としての組織としての性格の、双方の意味から捉えるべきと推測される<sup>5</sup>。なお、桜井小学校では、入会した1928年12月には下野宗逸による『映画による学習の実際と施設』が刊行され、脚光を浴び、映画利用授業の公開で映画教育をリードしたことなどが先行研究によって知られている。ただし、吉田（2007）では、先駆校による映画教育の実践と、講堂映画会の映画教育とが同じではないことも断言している。「学校教育に映像教育をとり入れた点では共通するものの、これらの先駆校は教科書をよりよく理解させる方法としての映像利用、あるいは情操教育の利用である」ことを指摘するとともに、下野による「『映画による学習の実際と施設』にしても、よくわからせるための学習のための映画を追求しており、著者下野は、安全な映画会と、子供たちによくわからせるための現場を工夫を具体的に述べ、いかにも映画教育草創期の素朴さに満ちている」とも評している<sup>6</sup>。

## 2. 検討の対象となる資料等

本稿で検討の対象とするのは、下野宗逸による『映画による学習の実際と施設』（1928年）および、奈良県桜井小学校（筒井幾次郎）による『映画教育の理論と実際』

1 以下、本稿では先行研究および桜井小学校（筒井幾次郎）（1929）『映画教育の理論と実際』の著者標記にあわせて、桜井小学校と表記する。

2 吉田ちづ糸『「講堂映画会」の子どもたち』桂書房、2007年、29頁。なお、それ以外の三校は、慶應義塾幼稚舎、東京芝区立公立南海小学校、私立成城小学校である。校名表記はいずれも同書による。

3 吉田『「講堂映画会」の子どもたち』、2頁

4 吉田『「講堂映画会」の子どもたち』、29頁

5 なお、「講堂映画会」は発会の10年後に定められた名称であるとされる（吉田『「講堂映画会」の子どもたち』、303頁）。

6 吉田『「講堂映画会」の子どもたち』、29頁

(1929年)である<sup>7</sup>。両書は、映画教育、あるいは教育における映画利用の初期の理論と実践を象徴するものとして既に知られており、先行研究での言及も少なくない。その中でさらに同書を取り上げる理由として、当時の表現でいうところの劣等児や低能児などの、いわゆる成績不良児を含めた、通常の学習方法で十分な成果があがらないとされた子どもへの教育、学習に関する映画の活用への言及が見られる数少ない事例であることによる。後述する通り、日本における特殊学級(現在でいうところの特別支援学級)での取り組みは、1920年代はある程度の普及を見せていたものの、どちらかという、特別な措置による学習の保障に焦点の当たった、制度的対応が主であった。教育方法、教材開発の点においては、実践的な模索がなされていた時期といえる。その点において、映画教育の文脈における劣等児の学習についてのこの時期の言及は、現在の視聴覚教育を含む映画教育の展開についてのみならず、同時期の教育場面における劣等児、成績不良児の認知特性や学習観を探るうえでも、検討材料を提供してくれると考えられる。

### 3. 1920年代日本における映画教育の概観

本章では、映画教育の教育利用についての同時代的状況を短く確認しておきたい。藤木(2019)は、教育の映画利用について、1910年代の状況を詳述している。1911年にフランスで製作され、同年日本に於いても公表された映画『ジゴマ』をきっかけとして、「映画は、現実的に見える度合いが他の媒体(例えば原作の小説)に比べて極めて高いゆえにその社会的影響力が特別高いと認識された点で、他の芸術と区別されるようになった」<sup>8</sup>と解釈される。また、映画『ジゴマ』を契機として、「文部省と警察の連携による監視、検閲基準の統一、弁士の許可制、衛生と風紀の改善、一四歳以下の児童の夜間入場禁止などの規制」<sup>9</sup>が呼びかけられたとされる。映画が1910年代以降、既に急速な人気を得ており、「知識から感情に至るまでの教育的有効性」<sup>10</sup>が指摘され、映画が、近代生活に適合したメディアであると捉えられていたことなどが特徴的であるといえる。本稿は、映画が映画観客の身体感覚、情動に作用するというを、これらの記述を手がかりに探ろうとする試みである。

学校教育での映画利用が、社会教育と比較して必ずしも進んでいなかったことは、当時から認識されていたようである。ここで取り上げる下野(1928)に所収された稲田達雄による序文でも、「近来、映画教育の声が頓に盛んになってきたが、その実施されているのは、主として社会教育の方面に於てで、学校教育の方面にはまだあまり普及していない」<sup>11</sup>と記されている。とはいえ、この1928年前後は、教育映画に関する組織的な運動がスタートした時期として捉えることができる。前述の「講堂映画会」にわずかに先んじて、大阪毎日新聞社は1928年1月に全日本活映教育研究会(組織改称や合併等を経て、現在は一般

7 下野宗逸『映画による学習の実際と施設』教育書館、1928年。桜井小学校(筒井幾次郎)『映画教育の理論と実際』駿々堂、1929年。なお、『映画教育の理論と実際』は表紙は桜井小学校著との記載があるが、奥付の著者表記は、同校の学校長である筒井幾次郎とされているため、本稿では、桜井小学校(筒井幾次郎)と表記することとした。表記にあたり、佐藤知条「教材映画『石炭』にみる教師の教育映画観——1920年代後半から30年代前半における学校教育と映画の関係の側面」、『教育メディア研究』第18巻第1-2号、25-36頁を参考にした。

8 藤木秀朗『映画観客とは何者か——メディアと社会主体の近現代史』名古屋大学出版会、2019年、57頁。

9 前掲、61-62頁

10 前掲、71頁

11 稲田達雄「序」、下野宗逸『映画による学習の実際と施設』教育書館、1928年、1頁

財団法人日本視聴覚教育協会)を発足させている。また、民間の組織のみならず教育行政からの働きかけの例もみられる。桜井小学校(筒井)(1929)に所収の、当時文部省普通学務局長であった武部欽一による序文によると、「文部当局も(中略)昭和二年以来活動写真と教育との関係に関する調査を開始して、学校教育と社会教育との関係を明瞭にし、教育的対策を確立せんことを期している」<sup>12</sup>とされている。

映画理論そのものに注目すると、青野季吉は、「教育映画とか軍事映画とかいう、娯楽以外の目的をもった映画は、きわめて少かったし、またその支配力も微々たるものであった」<sup>13</sup>状況が、1930年代に入ってきて変化してきていると述べている。あわせて「映画が一般民衆の知性と感性とを解放する力は、他に比類がないと云っていいかもしれない。(中略)いろいろな機械的条件を別として、その根底には知性と感性との開放の喜び、即ちその意味での人間解放の喜びが横たわっていることは争えない」<sup>14</sup>とも指摘している。この青野の言及は、教育における映画利用の直接的な効用を示したものではない。しかしながら、映画を「近代的の文化人」のみによるものではなく、「一般民衆の生活必需品」と位置づけ、その普及や多くの民衆の目に触れることによる文化的な波及効果を示唆していると考えられる<sup>15</sup>。このことは、本稿で取り上げる映画の教育利用の意義を間接的にはあるが補強しうる。義務教育の就学率が急速に向上した同時期にあって、学校教育の方法的、内容的な拡充が課題であったことは言うまでもないが、このことは同時に、成人(例えば親世代)と学齢期の子どもとの教育格差が社会的に形成された側面に注目する必要がある。例えば親世代の受けていない教育を子どもは学校で受けるという側面である。そのことから、学校教育における映画利用と、「一般民衆」を対象とした娯楽以外の文化的啓蒙を含むような映画利用は、相補的な関係にあったと推測することが可能である。

#### 4. 下野宗逸による劣等児理解と映画の利用

下野宗逸は、桜井小学校の訓導として映画活用した教育実践を進めており、全日本活映教育研究会の会員としても、「熱心に映画教育の研究につとめていられるのみならず、すでにその桜井小学校には映画施設を完成して、実際の経験を積みつつある人」<sup>16</sup>と紹介されている。

下野(1928)は、学校教育における映画利用の広範に述べた著書といえるが、本稿の射程である「劣等児」についての記載に焦点を当てる。ここで、下野は劣等児と映画との関係に焦点を当て、劣等児指導における「映画の役目」に焦点化した議論を試みている<sup>17</sup>。

検討の前提として、劣等児という語の使われた方を確認しておく必要がある。戸崎(1985)によると、日本において、特に初等教育の普及が進展した長野

12

武部欽一「序」、桜井小学校(筒井幾次郎)『映画教育の理論と実際』駁々堂、1929年、1頁。

13

青野季吉「映画と文化——特に民衆的立場の問題」、アロン・ジェロー、岩本憲児、マーク・ノーネス監修『日本戦前映画論集——映画理論の再発見』ゆまに書房、2018年、527頁

14

前掲、528頁

15

前掲、527頁

16

福田(1928)「序」、下野宗逸「映画による学習の実際と施設」教育書館、1928年、2頁。なお、訓導は、旧制小学校の正規教員の職階の一つである。

17

下野「映画による学習の実際と施設」、152頁

県で「落第生学級」が設置されたことが、劣等児教育の一つの先駆とみなされる<sup>18</sup>。公教育拡大のなかで、町部の学校を中心に落第生問題が生じ、劣等児教育が展開された。明治末期以降、学業不振の児童に対する特別学級等の設置などによる組織的対応が全国的に行われるのは1904年ころからとされる<sup>19</sup>。そして、大正期以降、海外のいわゆる「低能児」教育の理論が紹介されるにつれて、劣等児教育は、現在でいう知的障害児教育としてのカラーを強くしていくものの、当時、成績不良児は総じて「劣等児」と呼ばれ、彼らの教育は「劣等児」教育と呼ばれていた<sup>20</sup>。

ところで、下野が想定していた「劣等児」が、ここでいう成績不良児全般を指すものなのか、知的障害の子どもを中心として考えていたのかは確認しておく必要がある。下野は劣等児について、前年(1927年)に大阪市で大規模に実施された智能検査の結果について次のように言及している。「児童の智能程度を十一階級に分けこの階級以外のものを即ち先天的天才児を一、八パーセント(一千三百名)を見出しこれと同数の痴呆性のあることを発見したと云われている。然して此等一千三百名の天才中二十パーセントは所謂劣等児中から発見され、又痴呆性の二十三名が所謂優等児中から見出されたということである」<sup>21</sup>。つまり、智能検査のスコアの低い群の子どものみを劣等児と見なしていたわけではなく、智能検査のきわめて高い群に含まれる子どものなかにも劣等児が見いだされたことを明言していることから、ここで下野が想定している劣等児は、いわゆる知的障害のある子どもだけではなく、成績不良児を広く包含していると推測することが可能である<sup>22</sup>。

劣等児の一般的な特徴として、「教科に興味少く、注意散漫怠惰なるもの多く、円満なる学習の進展を望むことは不可能である」ことなどが説明されており、「劣等児の知的方面の一般特質」としては、精神の未統一、「注意の動揺」、「思考する作用」の未成熟、複雑な命令、仕事の実行可能性、類推や理解、推理の欠陥等が挙げられている<sup>23</sup>。また、「教育効果を徹する上に教師の努力、学習経済等に大きい障害を来すは事実である」ことなども挙げられ、「こうした教育上の問題の一部を解決せんがために我校に於いては特別学級が生まれたのである。(いまも或二三のこうした学級が特設されている。)」<sup>24</sup>との記述がみられる。また、劣等児の学習可能性については、以下のように述べている。「『劣等児は幾ら教育しても駄目だ』という声を私たちはよく聞く。駄目だと言って打ちすてておくことはよくない。彼ら劣等児には彼らに適する指導方法を考案せなければならぬ即ち劣等児救済の道を講じなければならぬ」<sup>25</sup>として、その教育方法の探究に関する方向性を示している。

そして、下野は映画の教育方法としての活用について、「ここに於いて映画を彼ら劣等児の指導に使用することは非常に有効なものである映画によつて学習した彼らの理解度は映画に依らない学習の理解度と大差のあることは事実である」<sup>26</sup>と指摘している。

さて、具体的な効果についての下野の論及を見てみると、大きく次の三点に

18 戸崎敬子(1985)「学業成績不良児問題と『劣等児』学級の成立」、津曲裕次・清水寛・松矢勝宏・北沢清司編著『障害者教育史——社会問題としてたどる外国と日本の通史』川島書店、1985年、184-189頁

19 前掲、184頁

20 前掲、184-188頁

21 下野『映画による学習の実際と施設』、157頁

22 本文で示した下野による劣等児の特徴の記述(注意散漫等)などから、今日でいう、ADHD(注意欠如多動症)やギフテッドのような特徴を有していた子どもが「劣等児」カテゴリーに含まれていた可能性を推測することは可能である。しかしながら、いずれの特徴も、その診断的説明が確立するのは後年でのことであるため、今後さらなる精査が必要である。なお、いわゆるギフテッドについては、松村(2021)において、1918年以降の日本において、才能教育の公式の制度して、いわゆる「飛び級」制度が存在したことを明らかにしている。下野の言及からは、劣等児のなかに智能検査のスコアのきわめて高い群の子どもも含まれていることが示されているが、飛び級による早修制度を利用して子どもも一定程度存在していたことが十分推測できることも付言しておく。

23 下野『映画による学習の実際と施設』154頁

24 前掲、152頁

25 前掲、153頁

26 前掲、156頁。句読点が省略されていると思われる箇所があるが、原文のまま引用した。

分けて示されていることが確認できる<sup>27</sup>。第一に、映画によるインプットの具体的、実感的な特徴である。「映画は児童の視覚に訴えると共にその説明は聴覚にも訴えている」こと、「映画による説明は具体的であること」、「映画そのものに熾烈な興味をもっているということ」、「実感的なものが多いということ等」が挙げられている。そのことによって「映画学習によれば教科に対する興味は自然と湧いて来る」とも記載されており、教科学習への興味を促進する教材としての映画の特徴を説明している。

27  
前掲、152-158頁

第二に、児童の注意の集中に焦点が当たっている。「劣等児と云えども映画には興味をもっている」ことから、映画によって「彼らの注意は相当長く持続することが可能であり」、「知能に欠陥なきものには映画によって説明すれば割合に早く知識的の欠陥を補うことが出来るのも事実である」とされている。劣等児についての映画利用で、「知能に欠陥なきもの」についての言及がなされていることについては、後述する。

第三に、道徳的な学習への働きかけについてである。「彼らの道徳的欠陥の補正も必要なことであるがこれも映画によって相当な効果を取めることが可能である」との記載がなされている。

下野の整理した劣等児の特質は前述の通り、知的理解に関すること、注意の集中に関することなどが挙げられるが、道徳面にも言及していることにここでは注目したい。下野は、前述の大阪市における智能検査に言及したうえで、映画教材の活用について次のようにも述べている。「優中劣その各々の能力を考えてこれに適當なる指導方法を立てなければならぬことは言うまでもないが、映画学習に於いても知的材料を取扱うときには映画というものがわかり易いとは言え特に能力というものに注意すべきである。無論情的教材に於いては知的教材ほどの差等は考えなくてもよいと思うが。(中略)どこの学校に於いても何パーセントかの劣等児の居ることは事実であるそして劣等児の教育方法にもいろいろあろうと思うが、この映画による指導は最も適切なものであると思う」<sup>28</sup>。このように、劣等児教育において、教材、学習材としての映画の効果をかなり高く見積もっていることが分かる。また、それが単に映像である故のわかりやすさにとどまらず、視覚に訴える刺激を豊富に有していること、子どもが知的教科の学習内容や道徳的規範について、実感をもって理解することを促進すること、注意の転導を抑止しうることなどをもって、教材としての映画の効果を提示しているといえる。

28  
前掲、157頁

## 5. 桜井小学校での劣等児指導と映画利用の可能性

ここでは、前述の下野も所属していた桜井小学校の『映画教育の理論と実際』から劣等児教育に関連する記述に基づいて、その特徴を確認したい。

桜井小学校(1929)においても映画教育について広範な内容が扱われており、

その中の「特殊教育」の一部として、「劣等児指導」の節が用意されている<sup>29</sup>。なお、同書では章や節ごとの執筆者は示されていないため、劣等児指導についての具体的な執筆者（例えば下野か否か）は現時点では不明である。

桜井小学校（筒井）（1929）では、劣等児について、興味と注意の観点から、同書においては、劣等児はその「学習にありてはよき自発的活動を望み得ず、これは多くの場合正鵠外れのものである」とされ、注意については、その「範囲が至って狭い」こと、「一事物又は一条件に」偏ること、「持続が短く且つ弱く、注意散漫になり易い」こと、「刺激に対して感覚的に」払われるものであることが指摘されている<sup>30</sup>。興味については、「抽象的思考に於いて」もたれないこと、「具体的にして刺激の強いもの」にもたれること、「物事をなす上の実際の興味は旺盛である」こと、「無秩序にして放任なる行為」に対してもたれることなどが挙げられている<sup>31</sup>。そのような劣等児について、「教室内の授業に於いて数分間の注意しか持続し得ないものが」、活動写真などについては「一時間以上も興味と注意に終始する」といた実例<sup>32</sup>が示されていることなどから、「一般に映画に興味をもつという事実も自然首肯され得る」と述べている<sup>32</sup>。

それでは桜井小学校では、劣等児教育における映画教育の利点をどのように考えていたのであろうか。桜井小学校（筒井）は、「直観としての『動くもの』」、「情操陶冶」、「想像の合理化」という三つの柱を立てている。

第一の「直観としての『動くもの』」については、劣等児の認知特性が、感覚器官の作用の異常というよりは、「心的要素の統合の働きよりくる鋭敏の度において欠いている」のであって、「換言すれば直観材料の複雑なるものは彼等のよく為し能わざるものである」と説明される<sup>33</sup>。同書では、虎の例を出しており、実物、標本よりも、その動作を直接的に映し出す教材としての映画の効用を説いており、「虎の動作そのものを如実に直観せしむるところに虎自身の想を適確に理解せしむることになる」という<sup>34</sup>。そのようなことから、映画は、「理解推理判断力に欠けたる劣等児指導になくてはならぬ方便物である」とされ、「映写幕の上にて如実に動くことが直観せしむる価値であり、更にそれが特別な写真技術によってかく為されるものであることを知る時にそれは興味と好奇そのものである」と説明される<sup>35</sup>。

第二に、情操面での特質である。劣等児はの指導上の困難はこれらの情操面、道德面、そして行動面にあらわれるとした上で、「情操陶冶としての情操映画」（原文ママ）であり、「情操映画としての映画劇」である<sup>36</sup>。同書では、映画劇は、「映写幕に「投影される白と黒の影が映画劇の本体であるが、その影のアクション及びそのアクションから生れるリズムとテンポに依って形づくられる芸術」が映画劇だとされ、「アクションの芸術」、「流動の芸術」、「光りと影の芸術」とも言い換えられている<sup>37</sup>。そのような意図や態度をもって製作された学校映画劇、教育映画劇によって、「美的情操、道德情操は遺憾なく陶冶され得る」という<sup>38</sup>。

第三の「想像の合理化」は、劣等児の想像力、あるいは想像性の特性への対応の特徴をなすものと考えられる。劣等児については、「一定の目的に向つて

29  
なお、桜井小学校（1929）で取り上げられている「特殊教育」は、宗教教育、公民教育、劣等児指導、成人教育、職業指導である。同書において、特殊教育そのものを説明したり定義づけたりしている記述は見当たらないが、これまでの研究等で示されてきた特殊教育の範囲よりも広範な内容を含んでいる。特殊教育という語の定義や射程については、本稿の趣旨を逸脱するため、別稿を期して検討したいと考えている。

30  
桜井小学校（筒井）『映画教育の理論と実際』、137-138頁

31  
前掲、138頁

32  
前掲、139頁

33  
前掲、141頁

34  
前掲

35  
前掲、141-142頁

36  
前掲、142-143頁

37  
前掲、143頁

38  
前掲

有意的に働く想像」が働かず、学習内容を理解できていなかったり、社会的経験を年齢相応に積み重ねていなかったりすることなどから、想像内容や想像体験が変則的になりがちとなるため、そのような「想像の誤謬」を合理的な想像に誘導することが必要であると指摘されている<sup>39</sup>。そして、そのような教育活動は、「掛図標本類にてなし得べきものであるが、映画独特のものによってなすことにより一層の確実さを期することが出来る」として、映画による教育活動の効果を強調している。

39  
前掲、144頁

加えて、桜井小学校(筒井)(1929)では映画鑑賞に訓練としての要素を盛り込んだ上映形式を提示している。大きく二点に分けることができる。一点目は、暗室装置によって上映室内部が暗くなることにより、「彼等の墮落性より不行儀さを換えて放縦な無秩序な姿勢をとる」ことをさけるため、観覧上の姿勢の保持に注意を向けたり、途中の疲労を考慮して簡易体操を試みるなどの取り組みである。二点目は、映画による学習目的を明確化するため、上映前に観覧の概要、ポイントを示したり予告を述べること、上映途中に映写を停止して、注意してみるべきポイントを強調、確認すること、上映後に「見よといった所分かりましたか」、「気づいたところがありますか」といった問答を行うことなどである<sup>40</sup>。「劇映画は別で停止映写などは禁物である」と明示されているが、それ以外の例外は示されておらず、内容に応じて途中停止するなどの上映、観覧方略が採られていることも特徴といえる<sup>41</sup>。

40  
前掲、144-145頁

41  
前掲、145頁

ところで、本稿で検討対象としている下野(1928)及び桜井小学校(筒井)(1929)において、劣等児教育において用いられた映画教材について、具体的な言及はなされていない。しかしながら、これらの資料の、劣等児以外の児童教育に関する記述も含めて検討すると、主に三点を推測することが可能である。第一に、いわゆる劣等児以外の子どもと同様の映画教材を使用していた可能性が高いこと、第二に、教科教育の知識獲得や情操教育を重視した教材性の高さが特徴であること、第三に、文部省による教育行政の基本的な方向性にそった教育活動であった可能性が高いことである。

第一に、いわゆる劣等児以外の子どもを同様の映画教材を使用していた可能性が高いことについては、桜井小学校の場合、大毎フィルムライブラリー小学校巡回映画連盟によるフィルムの巡回利用のネットワークの中で、フィルム選択、プログラムの編成を行っていたとされている<sup>42</sup>。この小学校巡回映画連盟は、「関西方面の小学校が試みている」もので、1929年5月末現在、123校が加盟していたとされている<sup>43</sup>。同連盟の規約第五項には、巡回フィルム貸し出しが「使用当日の正午から」とされ、第六項では、巡回フィルムの返却は「使用の翌日午前十時まで」とされている<sup>44</sup>。桜井小学校(筒井)において、映画教材をどの規模の児童集団で鑑賞したか、といった記述は管見の限り見当たらない。しかし、同校では「児童映画日」、「本校映画日」が設定されていること、またフィルムの実質的な活用の時間等を推測すると、全校児童が同時に教材映画を鑑賞したと推測することが可能である<sup>45</sup>。また、「彼等劣等児が教室内の授業に於いて

42  
前掲、306頁

43  
前掲

44  
前掲、306-307頁

45  
前掲、305-311頁

数分間の注意しか持続し得ないものが、お話、芝居、活動写真といえ、よく一時間以上も興味と注意に終始するといった実例は如実にこれを物語るものといえる」<sup>46</sup>といった、劣等児の映画等の活用における注意の持続に関する記述からも、一連の映画教材の鑑賞が一時間以上に及ぶケースも少なからず見られたと推測できることも、このことを傍証してくれる。

第二に、教材性の高さについては、学校映画会の番組案からに映画教材の一例が示されている<sup>47</sup>。例えば「自然研究」の課目においては、9月から6月までに、「蟻の生活」・「蜂の生活」、「鳥の生活」、「海狸冬の仕度」、「アメリカ熊」、「結晶の経異」、「鋳物関係のもの」、「馬の先祖」、「害虫の話」、「野獣の話」、「苔の話」が番組案として示されている<sup>48</sup>。また、「衛生」の課目では、同じく、「口腔衛生」、「心臓と血液に關した映画」、「人体骨格の解剖」、「体操映画」、「体操 解剖」、「靴の話」、「食物の話」、「眼話」、「動物植物の成」、「自衛の話」が挙げられている<sup>49</sup>。今後、桜井小学校の教育課程との照合等による検討が考えられるが、今日でいうところの教科の学習の内容に即した題材が多く選択されていることは、桜井小学校(筒井)(1929)の番組案から推測することができる。また、娯楽映画については、次の記述を参考にすることができる。同書では、「普通興行映画を児童に直接せしむることの不可であることは今さら云うまでもない事実であり、(中略)結局は先ず第一に無害健全映画を商業映画、興行映画の手から児童向娯楽映画を拾い出して、(此の際の選択基準は、検閲標準以上のものであることは無論の話である。)各方面から最善の注意を払って、児童に観覽せしむるの外ないと云うことになる」<sup>50</sup>としている。娯楽映画についても、事前の内容確認等を十分に行うことが強調されており、前述の大毎フィルムライブラリーにおける試写会を活用することも提案されている<sup>51</sup>。あわせて「学校映画日」を設定したことによる家庭への注意として、「学校映画日出現につき、児童に映画館出入の奨励をなさざること」や、「若し児童が映画館行きを希望せるときは能うる限り之を禁止されし」<sup>52</sup>などといった内容が挙げられている。これらのことから、娯楽映画についても、学校での内容の確認等を踏まえた「教育娯楽映画」のみを鑑賞の対象としていたことが推測できる。

第三の文部省の教育行政の方針については、同書の序文を手がかりにすることが可能である。文部省普通学務局長(当時)の武部欽一の序文では、文部省が1911(明治44)年に活動写真認定の制度を設け、「良映画を認定推薦し、(中略)映画の改善並に優良なる映画の普及に努め」ていることへの言及がなされているが、それらの取り組みに連なる「實際研究の進んだ学校」と位置付けられている<sup>53</sup>。ここで言及されている活動写真の認定については、「幻燈映画及活動写真『フィルム』認定規程」(大正二年七月二十六日文部省令第二十三号)を参照することが可能である。同規程の第一項では、「幻燈映画又ハ活動写真『フィルム』ノ製作者又ハ販売者若ハ活動写真ノ興行者ハ其ノ製作、販売又ハ興行ニ係ル映画又ハ『フィルム』ニシテ通俗教育ノ趣旨ニ適スト思惟シタルトキハ該映画又ハ『フィルム』ノ見本及其ノ目錄並説明書ヲ文部省ニ提出シ其ノ認定ヲ申請

46  
前掲、139頁

47  
前掲、310-311頁

48  
前掲、310頁

49  
前掲、311頁

50  
前掲、305頁

51  
前掲、306-307頁

52  
前掲、312頁

53  
武部「序」桜井小学校(筒井幾次郎)『映画教育の理論と実際』、1-2頁



スルコトヲ得』<sup>54</sup>とされている。これらのことから、その教育に適すとされたフィルムを認定している根拠を確認することができ、桜井小学校での映画教育の実践が、当時の文部省の方針と、その方向性をおおむね共有していたことを推測することができる。

54

文部省「幻燈映画及活動写真『フィルム』認定規程（大正二年七月二十六日文部省令第二十三号）」[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/hakusho/html/others/detail/1318111.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/others/detail/1318111.htm)（最終アクセス、2022年11月21日）

## 6. まとめと今後の課題

本稿では、下野（1928）及び桜井小学校（筒井）（1929）をもとに、1920年代後半の劣等児に対する教育映画の活用や期待される効果等について概観してきた。両者の検討から明らかになったこととして、劣等児の認知特性や学習上の特性をに対する映画の効用をかなり高く見積もっていることが挙げられる。他の教材、学習材について明確な言及はほとんど見られないが、実物標本と比較した場合でも、映像による動物やモノの動きを直接観覧することによって、劣等児の認知の偏りを補うことや、注意や興味が限局しやすいことに対応可能と考えられていたことを指摘することができる。

また問題の所在で示した通り、1920年代は特別学級の全国的な普及が一定程度完成した時期であり、桜井小学校もそのような学級を設置した一つである。しかし、これまでの先行研究で、特別学級の対象児に対して、学習内容を易しくするといった、学習内容の量的調整や内容面での調整についての言及は比較的多くみられたものの、教材に関する指摘はほとんどなされてこなかった。今回検討した文書は、いずれも映画教育の実践、推進にあたり、劣等児に対する効果を個別に指摘しており、映画教育の展開という点のみならず、劣等児、成績不良児に対する指導におけるメディア利用という観点からもさらなる検討が重要と考えられる。

一方で、劣等児に対する映画利用の可能性について検討する上で、非劣等児に対する学習効果との異同や、具体的に取り上げられた映画の題材等については、いずれも十分な言及がなされていない。これらは、例えば映画上映が劣等児指導を抽出して行われたものなのか、非劣等児と同一の学習場面で行われたものなのか、といった学習形態の検討とあわせて、さらに検討が必要なことと考えられる。これらについては、5において、劣等児と非劣等児で同一の映画教材を活用していた可能性が高いこと、教科の学習や道徳的な規範に訴える教材性の高さが重視されていること、またそれらの取り組みが当時の文部省の方針に沿っていた可能性が高いことなどを示した。しかしこれらの点は、より詳細な資料の検討等を通して明らかにされる必要がある。例えば、劣等児が非劣等児と同様の映画教材を鑑賞していた可能性が高いとして、それが単なるフィルムの準備の都合だけではなく、教材選択やプログラム編成の教育実践上の積極的な意味を見出す作業が必要であり、仮に同一の映画教材を活用していたとして、その教材のねらいとされる学習目標や学習課題が、劣等児と非劣等児で

どのような異同を示していたのかについても、同様の課題といえる。

さらに、発展的な課題として、ここでは二点挙げる。

第一に、下野らによる桜井小学校にみられるようなこの時期の映画教育の今日的な意義を探ることである。例えば今日の特別支援教育において、ICTの活用による教育実践は広く展開されているが、劣等児に対する映画教育に連なる系譜において、これらの言説と実践をとらえなおすことが必要であるといえる。また、今日の支援を要する主体に対する配慮の一つとしてケアの概念が注目されているが、ケアは歴史的、社会的文脈によって、その意味や焦点が変化しうる。例えば上野(2011)は、ケアという行為の文脈化を図るというアプローチを提唱し、「ケアがそれ自体として『よきもの』であると見なす代わりに、どのような文脈のもとであればケアは『よきもの』や『のぞましい人間関係』となり、どのような文脈であれば『抑圧』や『強制』となるか、を腑分けするもの」<sup>55</sup>と説明している。劣等児が、その特性に応じた教育方法や教育内容を提供されることそのものの意味と、その認知特性に応じて選択された教材としての映画の内容や構成、認知的、情緒的支援の特徴を、今日のケアの概念を手がかりにしながら検討することが有用と考えられる。

第二に、これらの実践及び言説を通して謳われた「道徳」や「道徳的規範」の具体的な内容を明らかにすることである。下野(1928)や桜井小学校(筒井)(1929)において、道徳的な精神の涵養について十分な説明がなされているわけではないが、児童の娯楽映画の鑑賞においても、教育的な題材に限定していたことなどを考えると、一定の価値観、社会観などを反映した道徳規範を想定されうる。対象となる時期が若干異なるが、大久保(2015)では、1890年代に生じた国家教育に関する議論が取り上げられている。教学聖旨において、「知識才芸」よりも「仁事忠孝」が国家教育の根幹と位置付けられた。大久保(2015)では、そのことによって、科学教育と道徳教育とが、イデオロギー的な対立構造においてのみならず、両者が前提とする感覚理論の対立としてもみなされることを指摘している<sup>56</sup>。本稿では、紙幅及び分析の制約で、映画教材の科学教育、道徳教育の双方における効果が期待されていたことを指摘するのに留まったが、両者の内容やその依拠する感覚理論にも注目した検討が必要である。それらの観点をもとに、今後の検証を進めたい。

## 謝辞

本稿は、その着想において、静岡産業大学の佐藤千条先生からのご示唆に多くを負っております。記して御礼申し上げます。なお、すべての文責が著者にあります。

55

上野千鶴子『ケアの社会学——当事者主権の福祉社会へ』太田出版、2011年、58-59頁

56

大久保遼『映像のアルケオロジー——視覚理論・光学メディア・映像文化』青弓社、2015年、157頁

文献

青野季吉「映画と文化——特に民衆的立場の問題——」、アロン・ジェロー、岩本憲児、マーク・ノース監修『日本戦前映画論集—映画理論の再発見』ゆまに書房、526-530頁、2018年

文部省「幻燈映画及活動写真『フィルム』認定規程（大正二年七月二十六日文部省令第二十三号）」  
[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/hakusho/html/others/detail/1318111.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/others/detail/1318111.htm)（最終アクセス、2022年11月21日）

大久保遼『映像のアルケオロジー——視覚理論・光学メディア・映像文化』青弓社、2015年

桜井小学校（筒井幾次郎）『映画教育の理論と実際』駸々堂、1929年

佐藤知条「教材映画『石炭』にみる教師の教育映画観——1920年代後半から30年代前半における学校教育と映画の関係の一側面」、『教育メディア研究』第18巻第1-2号、25-36頁

下野宗逸『映画による学習の実際と施設』教育書館、1928年

戸崎敬子「学業成績不良児問題と『劣等児』学級の成立」、津曲裕次・清水寛・松矢勝宏・北沢清司編著『障害者教育史——社会問題としてたどる外国と日本の通史』川島書店、1985年、184-189頁

上野千鶴子『ケアの社会学——当事者主権の福祉社会へ』太田出版、2011年

吉田ちづゑ『「講堂映画会」の子どもたち』桂書房、2007年